

科学研究費補助金基盤研究A 家族のエンパワメントを促進するリモートケアシステムの構築
ウェブセミナー

ヤングケアラーと家族まるごと支援

2023年9月24日

齋藤真緒 & 平井登威

YCARP(YOUNG CARERS ACTION RESEARCH PROJECT)

自己紹介

●男性介護者にかかわる調査研究(2005年)

「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」2009年～



自己紹介



2017年～ (公財)京都市ユースサービス協会

子ども・若者ケアラーに関する事例検討会

2020年～ 大学生ケアラーのつどい

2021年～

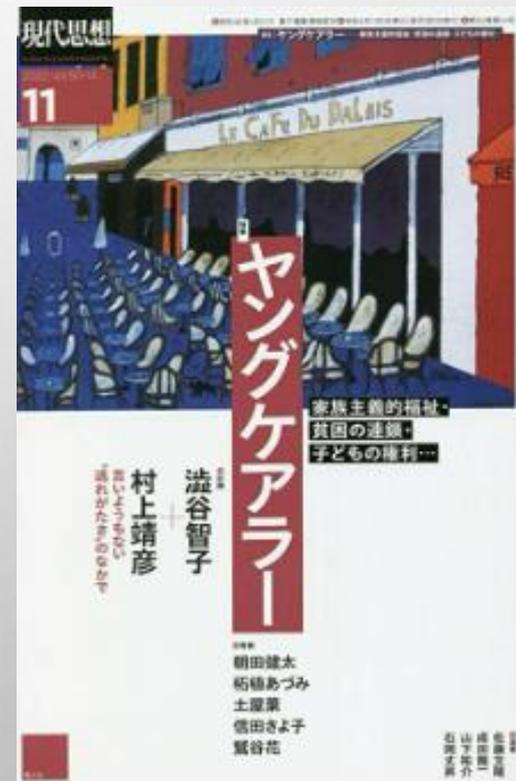
子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト

(Young Carers Action Research Project)



なぜ「子ども・若者ケアラー」なのか

どんな存在か



ヤングケアラーの定義

こども家庭庁／厚生労働省（法令上の定義なし）

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



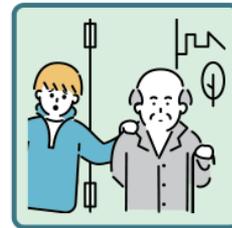
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

なぜ「介護者」ではなく「ケアラー」か？

- 障害のあるきょうだいの世話
- 認知症の祖父母の見守り・病院の付き添い
- 精神疾患をかかえる家族（投薬管理、感情面でのケア）
- 依存症の家族へのケア
- 外国ルーツの家族のサポート（通訳）

→多様なケアの可視化

→＜適切なケアを受けられていない子ども＞から

＜ケア役割＞への注目へ

どこからがケアラーか

• 「お手伝い」との違い

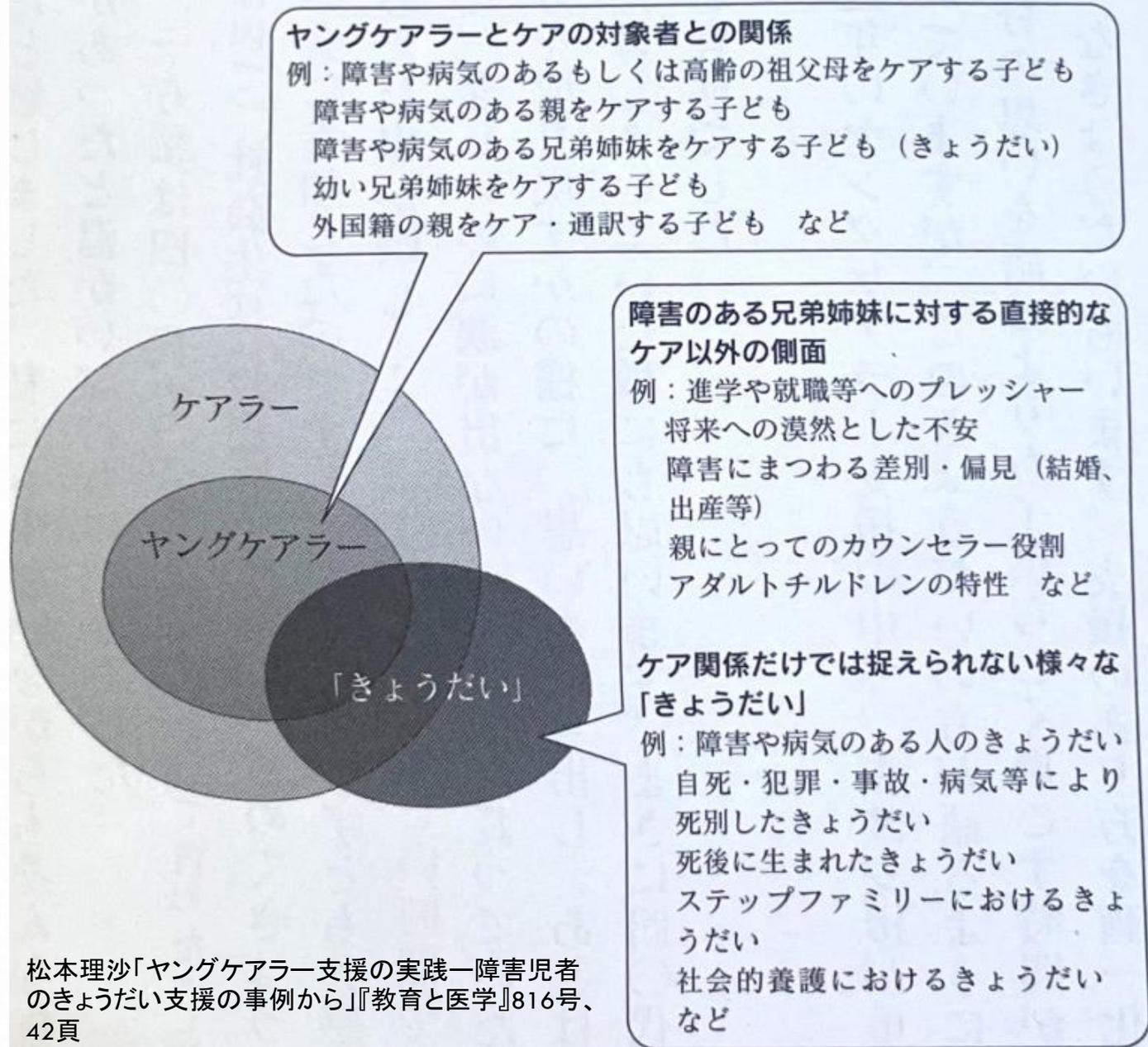
- グラデーション 「ちょっと手伝って」 → ルーティン化
- ライフスキルの獲得(家事・掃除・お金の管理)の重要性
- 保護者の見守りの有無、他の活動への影響(時間・エネルギー)

• ケアの重層構造

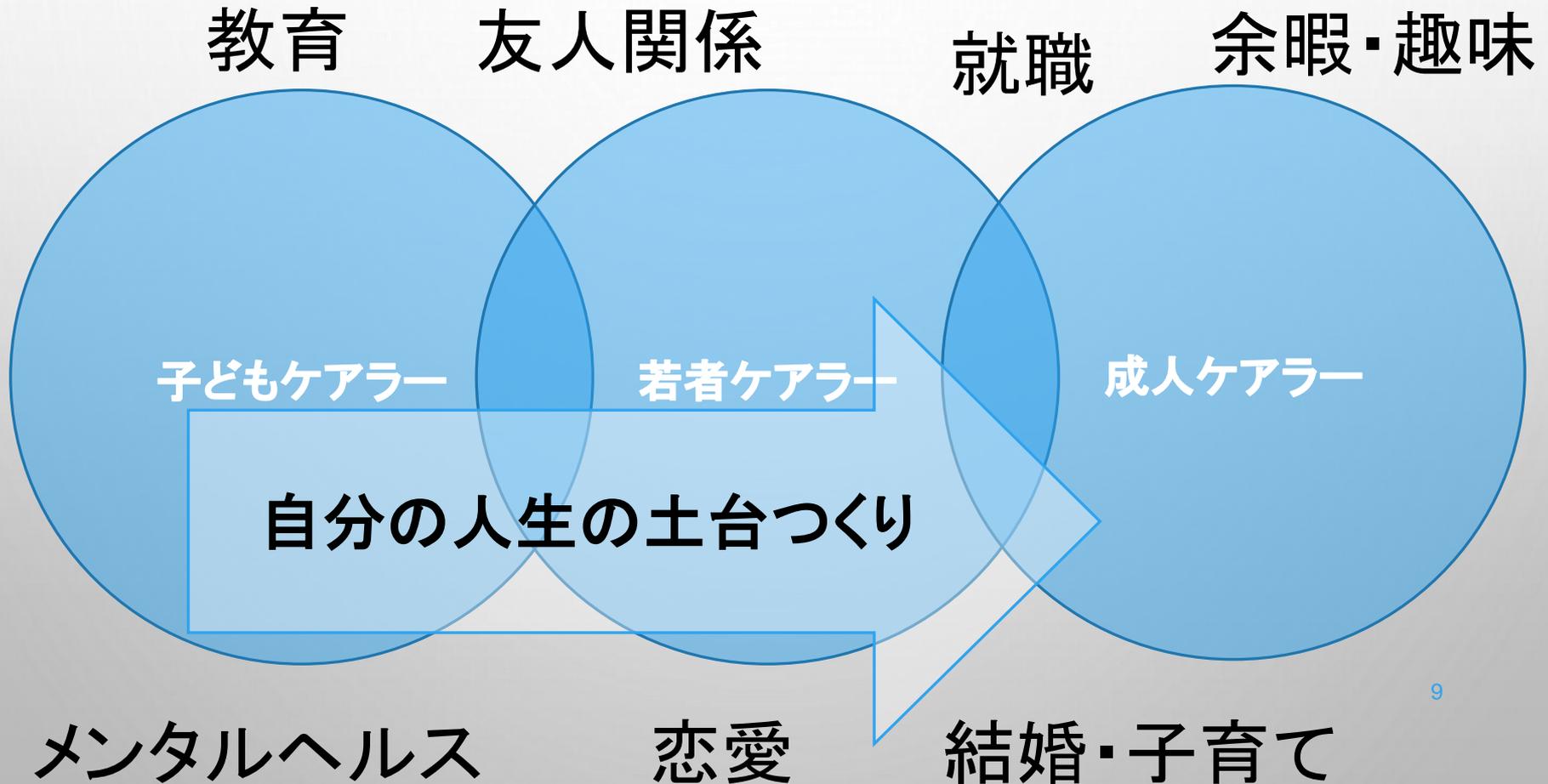
- ケアをすること 体・時間・感情
- ケアラーでいること 将来の不透明性への不安
将来の願望・夢の萎縮
- ケアのそばに居ること ケアの余波

図1 ヤングケアラー・ケアラーと「きょうだい」との関係

ヤングケアラー とその周辺 (グレーゾーン)



「ヤングケアラー」とは？



18歳で区切らない支援—若者ケアラーの葛藤—

- 「18歳の壁」(児童福祉政策) 自立のプロセス支援の脆弱性
「親に頼れない」子ども・若者(経済的困窮・社会的養護)の共通点と相違点

- 離家めぐる葛藤＝親との精神的・物理的「距離化」の困難

「実家」OR「一人暮らし」 二択の負担

- 家族総動員での稼得とケアへの対応

- 「罪悪感」

「自分自身の夢・進路選択」との相克

責任感が強いケアラーほど孤立してしまう

自分の生活・人生をあきらめないためのサポート

「子どもの権利」という視点

『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』

(1990年発効、日本は1994年批准)

第3条 子どもにもっともよいことを

第6条 生きる権利・育つ権利

第12条 意見を表す権利

第24条 健康・医療への権利

第27条 生活水準の確保

第28条 教育を受ける権利

第31条 休み、遊ぶ権利

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

第36条 あらゆる搾取からの保護

「ケア」にかかわる生
きづらさを抱える
すべての子ども・若者
への支援

ケアラー支援に 必要な視点

ケアラー支援に必要な視点

→ ケアを担う子ども・若者支援

ケアが長期的に及ぼす影響

子ども・若者の声に寄り添って、ニーズを形にする

→ ケアラー支援

「こども／大人」の二分法の陥穽

子ども＝救済・保護 / 大人＝自己責任

すべての世代のケアラーの問題への接続

ケアを担うことによる社会的不利への注目

日本におけるケアラー支援の可能性

●地方自治体での「ケアラー支援条例」制定

2020年3月 埼玉県

2021年4月 北海道栗山町 6月 三重県名張市 9月 岡山県総社市

12月 茨城県 北海道浦河町 岡山県備前市

2022年3月 栃木県那須町 北海道

2022年6月 埼玉県入間市(ヤングケアラー支援条例) 7月 さいたま市

9月 福島県白河市 10月 長崎県

12月 鳥取県(鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例)

2023年2月 奈良県大和郡山市

3月 栃木県 栃木県鹿沼市(ヤングケアラー支援条例) 埼玉県戸田市

6月 埼玉県上尾市(子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例)

埼玉県ケアラー支援条例

「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営む」権利

九都県市首脳会議「ケアラー支援について」 (2021年12月)

【構成メンバー】

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
の知事

横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市
の市長

【課題】

共通する広域的課題への取り組み

「・・・ケアラーの中には、過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、長期間にわたるケアの継続により将来への見通しが持ちづらいため、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れない、社会的に孤立に追い込まれているといった課題があり、そうした方々を社会全体で支援して、いくことが必要である。・・・」

九都県市首脳会議「ケアラー支援について」 (2021年12月)

一方、ケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることや、本人自身に支援が必要であることについて自覚がないといった理由から、支援につながりづらい状況がある。また、ケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉分野のほか、教育や労働など多様な分野にわたっている。

このため、ケアラーは、各種支援制度のはざまに陥りがちで、今般のコロナ禍により支援の必要性は高まっているにも関わらず、必要な支援が受けられない状況も懸念される。

・・・ケアラー支援はヤングケアラーのみならず、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが必要である。ついては、全世代のケアラーが社会から取り残されたり、介護等を理由に希望する人生を送れないといったことがないよう、国・都道府県・市区町村が一体となって具体的⁶な支援を進めていく必要がある」

『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
ーケアを担う子どもを地域で支えるためにー』(令和4年3月)

図表 8 : ヤングケアラーではないか？と気づききっかけの例

通番	分野(場所)等	きっかけの例
1	教育・保育 (学校、保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ◇ <u>遅刻や早退が多い</u> ◇ <u>保健室で過ごしていることが多い</u> ◇ 提出物が遅れがちになってきた ◇ 持ち物がそろわなくなってきた ◇ しっかりしすぎている ◇ 優等生でいつも頑張っている ◇ 子ども同士よりも大人と話が合う ◇ 周囲の人に気を遣いすぎる ◇ 服装が乱れている ◇ 児童・生徒から相談がある ◇ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ◇ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない ◇ <u>幼いきょうだいの送迎をしていることがある</u>
2	高齢者福祉 (高齢福祉事業所、地域包括 支援センター、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ◇ 日常の家事をしている姿を見かけることがある

3	<p>障害福祉 (障害福祉サービス事業所、 基幹相談支援センター・相談 支援事業所、自宅等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> ◇ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
4	<p>生活保護、生活困窮 (福祉事務所、生活困窮者 自立支援機関、自宅等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (生活保護担当職員による対応時等) ◇ <u>家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる</u>
5	<p>医療 (病院、診療所、自宅等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>家族の付き添いをしている姿を見かけることがある</u> (平日に学校を休んで付き添いをしている場合等) ◇ 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い ◇ <u>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</u> (往診時等)
6	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある</u> ◇ 毎日のようにスーパーで買い物をしている ◇ 毎日のように洗濯物を干している ◇ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している ◇ 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する ◇ 子ども食堂での様子に気になる点がある
7	<p>就労 (勤務先等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>生活のために (家庭の事情により) 就職している</u> ◇ <u>生活のために (家庭の事情により) アルバイトをしている</u>

家族ケアの「美化」—教育・福祉・経済・政治

- 「マンパワーとしての家族」理解からの脱却の必要性

「家族なのに……」

「家族思いのいい子」「あなたしかいない」

「一番大変なのは本人。泣いたらあかん」

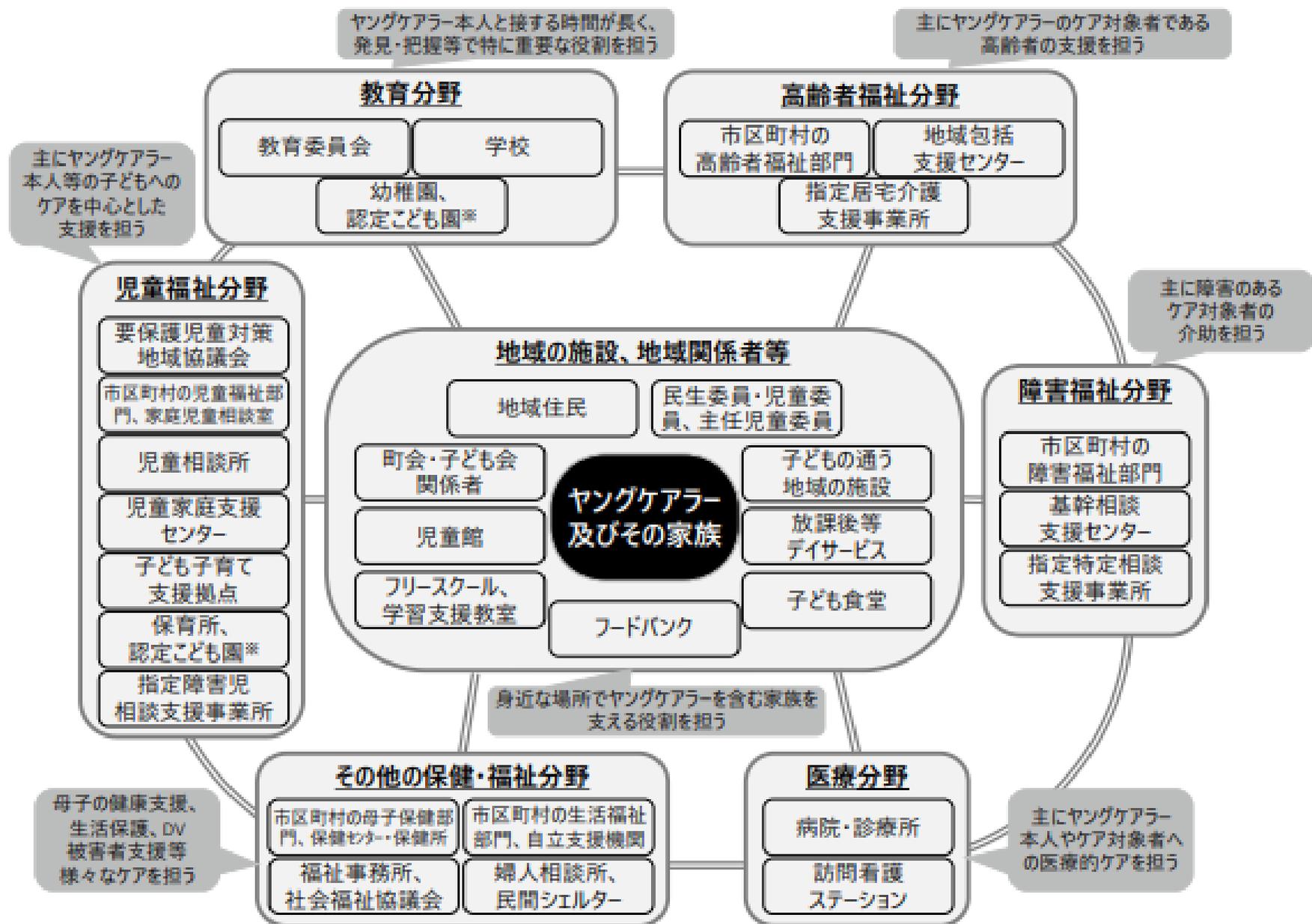
- 家族間のニーズ対立の過小評価・不可視化
 - 一枚岩としての家族 「自己犠牲」の当然視

→ケアラーへの支援という視点をもって家族にかかわる

図表 6：連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとするこはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

図表 13： ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



*認定こども園は4 類型あり、類型によって関係する分野が異なる

家族まるごと支援 (Whole Family Approach)

1. 「虐待」から「ケアラー支援」へ

- 問題を「個人化・家族化」(加害一被害)しない
 - 支援を要する存在としての親・保護者の後景化
 - 「緊急度」「重篤度」が低いケース(緩徐な変化・将来に対する不安)
 - ケアの中長期的な影響の過小評価

2. ケアラー本人支援と、ケアを要する家族への支援の統合

家族構成員それぞれのニーズへの寄り添いと調整

→ 多機関・多職種連携 行政・民間・地域

3. 予防的支援の重要性

事後救済(火消し)型の支援への傾斜

ケア発生時から、特定の個人にケア責任が偏らないかわり